

第一薬科大学後援会会則

(名 称)

第 1 条 本会は第一薬科大学後援会と称する。

(事務局)

第 2 条 本会は事務局を福岡市南区玉川町 2 2 - 1 第一薬科大学内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は第一薬科大学の堅実な発展を後援することを目的とする。

(構 成)

第 4 条 本会は第 1 4 条の会費を納入した第一薬科大学学生の保護者を以って組織する。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員をおき会員の中より選出する。

但し、事務局長はこの限りではない。

会 長	1 名	幹 事	若干名
副会長	3 名	事務局長	1 名
監 査	2 名		

(職務権限)

第 6 条 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故があるときは定めた順序により職務代行する。
3. 監査は会計を監査する。
4. 幹事は会長の旨を受けて業務を分掌する。
5. 事務局長は会長の指示を受けて会務・会計事務を掌る。

(選任方法)

第 7 条 会長・副会長・監査は代議員会で選出する。
2. 幹事は会長が指名する。
3. 事務局長は原則として第一薬科大学の事務職員の中から本部役員が選出し会長が委嘱する。

(任 期)

第 8 条 役員任期は 1 年とし再任をさまたげない。役員はその任期が満了しても後任者が決定するまではその職務を行うものとする。

(支部設置)

第 9 条 本会は会運営に資するために必要な地域に支部を置く。
2. 本会において支部長を選出する。
3. 支部長は本部役員又は代議員を兼務することができる。
4. 本部役員は代議員を兼務できない。
5. 支部設置に必要な会員数は 3 0 名以上を原則とし、会員数が 2 9 名以下に減少した支部については状況に応じ近隣の支部と合併する。

(代議員)

第10条 代議員は次の基準により支部から選出するが、本部役員（会長を除く）を選出する支部で代議員数2以上を有する支部においては、その員数を1減ずるものとする。

支部会員数	50名以内	1名以上
支部会員数	51名以上	2名以上

2. 代議員の任期は1年とし再任を妨げない。代議員はその任期が満了してもその後任者が決定するまではその職務を行うものとする。

(顧問)

第11条 本会に顧問を1名置くことができる。

- 2 顧問は本会の会長を務め功労のあった者を役員会の議を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長の要請により役員会・代議員会・総会に出席し建議することができる。

(会議)

第12条 本会に次の機関をおき会長が召集しその議長となる。

役員会 代議員会 総会

2 役員会は会長・副会長・監査・幹事・事務局長をもって構成し企画立案・予算・決算・会務執行に当たりすべての発議を行う。

3 代議員会は代議員を以って構成する。

次の事項は代議員会の議決又は承認を得なければならない。

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 会務報告 | (4) 予算の決定 |
| (2) 決算の承認 | (5) 会則の変更 |
| (3) 事業計画の決定 | (6) その他重要な事項 |

4 総会は会員を以って構成し、会長が必要と認めた時に開催して必要な事項を付議する。

但し、代議員会を以ってこれに代えることができる。

(議決)

第13条 役員会・代議員会・総会の議事は出席者の過半数で決し可・否同数の時は議長の決するところによる。

(経費)

第14条 本会の経費は会費・寄付金を以ってこれに当てる。

2 会費は年額15,000円とする。

同一家族により2名以上の在生がある場合においても在生1名につき年額15,000円を納入するものとする。

なお、納入金は返却しないものとする。

3 支部の経費は支部が定めるところによる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日を以って終わる。

附 則

- 1 この会則は昭和54年5月13日より施行する。
- 2 この会則は昭和61年4月27日より改正施行する。
- 3 この会則は平成5年4月17日より改正施行する。
- 4 この会則は平成9年5月11日より改正施行する。
- 5 この会則は平成14年3月31日より改正施行する。
- 6 この会則は平成17年4月1日より改正施行する。

- 7 この会則は平成18年4月 1日より改正施行する。
- 8 この会則は平成19年4月 1日より改正施行する。
- 9 この会則は平成23年9月 1日より改正施行する。
- 10 この会則は平成26年3月 2日より改正施行する。
- 11 この会則は平成29年5月31日より改正施行する。
- 12 この会則は令和元年5月19日より改正施行する。
- 13 この会則は令和2年4月1日より改正施行する。